

令和5年度第3回庁舎消防訓練（総合）の実施について

【目的】

庁舎では、火災発生に備え「狛江市役所庁舎消防計画」に基づく消防訓練の実施が必須となっています。消防計画の中で定められた自衛消防組織における職員それぞれの任務を確認し、発災時に落ち着いて対応ができるよう、次のとおり庁舎及び狛江市役所市民ひろばにおいて消防訓練を実施します。

【日時】

令和6年3月5日（火）午前11時00分から午前11時30分まで

【訓練概要】

- ①避難誘導訓練（職員） ②救出救護訓練（職員・消防署隊・消防団隊） ③防護措置訓練（職員）
④消火訓練（職員・消防署隊・消防団隊） ⑤要救助者救助訓練（消防署隊）

【自衛消防隊員参加予定】

自衛消防隊長	1名		
自衛消防副隊長	2名	1階避難誘導班	2名（誘導役1名、避難役1名）
自衛消防本部職員（総務課）	3名	2階避難誘導班	5名（誘導役2名、避難役2名、屋上避難役1名）
地区隊長（1階～5階）	5名	2階救出救護班	4名（救護役3名、負傷者役1名）
5階地区副隊長	1名	3階避難誘導班	4名（誘導役2名、避難役2名）
5階消火班	2名	3階救出救護班	4名（救護役2名、負傷者役2名）
5階通報連絡班	1名	4階避難誘導班	4名（誘導役2名、避難役2名）
5階防護措置班	4名	特別職誘導	2名（市長・副市長各1名）
5階避難誘導班	5名		（誘導役2名、避難役2名、屋上避難役1名）

計49名

※来庁者誘導・駐輪場対応除く